

諮問に至った背景

「保健事業実施計画（以下「データヘルス計画」という。）」とは、特定健康診査の結果や診療報酬明細書等（以下「レセプト等」という。）のデータを活用し、P D C Aサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業（疾病発生の予防、重症化の防止等）の実施を図るための計画です。

近年、特定健康診査の実施や診療報酬明細書等の電子化の進展、国保データベースシステム等の整備により、保険者が健康や医療に関する情報を活用して被保険者の健康課題の分析、保健事業の評価等を行うための基盤の整備が進んでいます。こうした中、国は「日本再興戦略」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）において、「全ての健康保険組合に対し、レセプト等のデータの分析、それに基づく加入者の健康保持増進のための事業計画として「データヘルス計画」の作成・公表、事業実施、評価等の取組を求めるとともに、市町村国保が同様の取組を行うことを推進する。」としています。

また、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 82 条の規定に基づき厚生労働大臣が定める保健事業の実施等に関する指針（平成 16 年厚生労働省告示第 307 号）の一部が改正（平成 26 年 3 月 31 日厚生労働省保険局長通知）され（※参考資料 1）、同改正指針では、平成 26 年 4 月 1 日から、保険者は「データヘルス計画」を策定し、さらなる被保険者の健康保持増進に努めるために、保有データを活用したリスク別ターゲットの抽出など、疾病の発症から重症化予防までを網羅した保健事業の推進を求めています。

本市においては、健康・医療情報の分析結果に基づき、平成 27 年度末に第 1 期データヘルス計画（計画期間：2 箇年、平成 28 年度～平成 29 年度）を策定し、平成 28 年度から計画に基づく保健事業を実施しています。

第 1 期計画策定時には、データ分析に係るレセプト等の個人情報の目的外利用は、厚木市個人情報保護条例第 9 条第 3 項第 1 号「法令等の規定に基づき実施する業務」として捉えていましたが、平成 30 年度以降の第 2 期データヘルス計画（計画期間：6 箇年、平成 30 年度～平成 35 年度）の策定に当たり、一部事業の拡大及び新規事業を予定していることから、あらためて個人情報保護審査会の御意見をお伺いするものです。

(1) データヘルス計画のイメージ図

